

政治倫理にかかる議員の講師請負返金訴訟
 議員が代表している団体補助金の返金訴訟
 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部(解放同盟嵐山支部)
 嵐山町土地改良団体連絡協議会(嵐土連)

上告しましたが、不受理で、
 訴訟は終了しました。

裁判は、町・関係者・議員が見ようとし^{ない}事実を一つ一つ見えるようにしていく作業でした。

見えな^{かった}事実^{を見る}化することで、既得権の厚い壁に穴があきました。

町立吉田集会所で議員の講師請負は終わりました。

町が公益と認める団体へ支出内容の適否を問わず交付する補助金を廃止、事業費補助に変更です。

H21年1月、町立吉田集会所の管理人をM議員が年間21万6千円で請負っていることが判明。

議員は町事業を請負ってはいけないのでやめてもらいました。

H22年1月、M議員が町立吉田集会所事業ふれあい講座講師を10年以上年間23万円で請っていました。2度目の違反です。

H22年3月、嵐山町議会政治倫理条例に基づいてK議員と政治倫理審査請求を行いました。議長が握りつぶしました。現政友会会長に「政友会で協議して決めたのでしょう」と聞くと否定しませんでした。

当時、解放同盟嵐山支部の事業内容が不明でした。

主な補助金交付団体の決算書を情報公開請求しました。

解放同盟嵐山支部と嵐土連の決算書の内容が不適切でした。

H22年5月、解放同盟嵐山支部と嵐土連の補助金の返金と町立吉田集会所講師請負の返金の監査請求を行い、却下でした。

(町監査委員に嵐土連の代表と監査が就任していました。)

H22年8月、提訴しました。

補助金の支出内容が判明しました。

- ・町は嵐土連に研修費として人件費を半額補助していました。
- ・解放同盟嵐山支部は、補助金で研修・会議参加をしていました。参加費のほか日当7千円・電話代・1回3千円の交通費・食事代等、公金の支出内容として不公正です。
- ・判決は「支出内容の適否にかかわらずなく、町長が公益と判断した団体への補助金交付は違法ではない」内容です。

講師請負は、嵐山町議会が策定した行政と議員との癒着を防ぐための政治倫理条例に違反しますが、判決はこのことには言及しませんでした。

裁判で事実が明らかになり、既得権が崩れ、町は方向転換です。

・団体への補助金交付を廃止し、事業への補助金交付に変更。

報告書には領収書を添付し、支出の適否を審査します。

・新たに事業を提案する団体への公募型の補助金事業開始です。

請願審査と議員提出議案の結果

議員名	会派	意見書提出の請願 ①新聞の軽減税率を求める	子ども・被災者支援法の基本方針見直しを求める意見書 ②	4月からの消費税増税の中止を求める意見書 ③
森一人	政友会	×	×	×
大野敏行	政友会		×	×
佐久間孝光	政友会		×	×
青柳賢治	政友会	×	×	×
小林朝光	政友会	×	×	×
畠山みゆき	政友会		×	×
吉場道雄	政友会	×	×	×
河井勝久	社民党	×		
川口浩史	共産党	×		
清水正之	共産党	×		
安藤欣男	政友会		×	×
松本美子	政友会		×	×
渋谷登美子		×		
長島邦夫	議長			

子ども・被災者支援法は、福島原発の放射能から子どもを守る法律です。国の基本方針案は、震災前の基準1ミリシーベルトが吹っ飛んでいます。子どもに健康な生活環境を提供するのは大人の使命であるため、見直しを求める意見書を提出すべきですが、残念でした。



渋谷とみ子の会 埼玉県比企郡嵐山町平沢254-64 Tel / Fax 0493-62-7997
<http://space.tom-shibuya.com> e-mail 713@tom-shibuya.com